

## 微罪処分・簡易送致関係資料

# 1 刑法犯 罪種別 検挙人員（微罪処分・簡易送致関係）（平成27年）

罪種	検挙人員	うち) 成人の検挙人員		微罪処分された人員	簡易送致された人員
		うち) 成人の検挙人員	うち) 少年の検挙人員		
刑法犯総数(交通業過を除く) ※1)	239,355	200,434	38,921	71,496 ※6 (35.7%)	12,154 ※7 (31.2%)
凶悪犯 ※2)	4,409	3,823	586	-	-
粗暴犯	52,541	47,448	5,093	12,178 (25.7%)	224 (4.4%)
凶器準備集合	54	25	29	-	-
暴行	25,485	24,250	1,235	12,162 (50.2%)	222 (18.0%)
傷害	22,095	19,030	3,065	16 (0.1%)	-
脅迫	2,720	2,545	175	-	2 (1.1%)
恐喝	2,187	1,598	589	-	-
窃盗犯	123,847	100,832	23,015	46,191 (45.8%)	7,887 (34.3%)
侵入盗 ※3)	7,820	6,708	1,112	44 (0.7%)	12 (1.1%)
乗り物盗 ※4)	13,520	6,510	7,010	3,379 (51.9%)	2,174 (31.0%)
非侵入盗 ※5)	102,507	87,614	14,893	42,768 (48.8%)	5,701 (38.3%)
知能犯	13,016	12,080	936	1,531 (12.7%)	97 (10.4%)
詐欺	10,502	9,700	802	1,421 (14.6%)	87 (10.8%)
横領	1,045	1,020	25	110 (10.8%)	10 (40.0%)
その他	1,469	1,360	109	-	-
風俗犯	5,815	5,287	528	42 (0.8%)	3 (0.6%)
賭博	923	915	8	42 (4.6%)	3 (37.5%)
わいせつ	4,892	4,372	520	-	-
その他の刑法犯	39,727	30,964	8,763	11,554 (37.3%)	3,943 (45.0%)
うち) 占有離脱物横領	22,689	17,105	5,584	11,134 (65.1%)	3,525 (63.1%)

警察庁「平成27年の犯罪」第31表及び第109表による。

# 2 少年事件 年齢層別検挙人員（簡易送致関係）（平成27年）

年齢層	総数	簡易送致	簡易送致の占める割合
少年刑法犯総数(交通業過を除く) ※1)	38,921	12,154	31.2%
年少少年(14歳・15歳)	15,146	4,759	31.4%
中間少年(16歳・17歳)	14,448	4,213	29.2%
年長少年(18歳・19歳)	9,327	3,182	34.1%

警察庁「平成27年の犯罪」第109表による。

- ※1 刑法犯は、刑法（明治40年法律第45号）、爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）、決闘罪ニ関スル件（明治22年法律第34号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）に規定する罪をいい、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪は含まれない。
- また、交通業過は、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷罪をいう。
- ※2 凶悪犯は、殺人、強盗、放火及び強姦の4つの罪種をいう。
- ※3 住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。
- ※4 自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。
- ※5 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。
- ※6 ( )内の数字は、成人の検挙人員のうち微罪処分された人員が占める割合
- ※7 ( )内の数字は、少年の検挙人員のうち簡易送致された人員が占める割合

## 参照条文

### ○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第246条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

### ○犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）

（微罪処分ができる場合）

第198条 捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる。

（微罪処分の報告）

第199条 前条の規定により送致しない事件については、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を一月ごとに一括して、微罪処分事件報告書（別記様式第19号）により検察官に報告しなければならない。

（微罪処分の際の処置）

第200条 第198条（微罪処分ができる場合）の規定により事件を送致しない場合には、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めること。
- (2) 親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徴すること。
- (3) 被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭すこと。

（軽微な事件の処理）

第214条 捜査した少年事件について、その事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められ、かつ、検察官又は家庭裁判所からあらかじめ指定されたものについては、被疑少年ごとに少年事件簡易送致書及び捜査報告書（家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第22号。ただし、管轄地方検察庁の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長が管轄家庭裁判所と協議しその特例に準

じて別段の様式を定めたときは、その様式)を作成し、これに身上調査表その他の関係書類を添付し、一月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致することができる。

- 2 前項の規定による処理をするに当たっては、第200条（微罪処分の際の処置）に規定するところに準じて行うものとする。

以上

別記様式第19号(犯罪捜査規範第199条) (平12公安規16・全改、平15公安規16・旧別記  
様式第16号線下)

第十二編 警察 (犯罪捜査規範)

微罪処分事件報告書 ( 年 月分) 年 月 日 検察庁 殿 警察署 司法警察員 <span style="float: right;">印</span> 微罪処分事件を次のとおり報告する。			
処理年月日	被疑者の氏名、年齢、職業、 住居	罪名、犯罪事実の 要旨	備 考
	氏名 ( 歳) 職業 住居		
	氏名 ( 歳) 職業 住居		
	氏名 ( 歳) 職業 住居		

(用紙 日本工業規格 A 4)

A (日法九九八・九) ⑱

二九五

別記様式第21号 (犯罪捜査規範第213条) (平15公安規16・旧別記様式第18号繰下・全改)

身上調査表

資料区分

少年の氏名	異名	生年月日	出生地	財物加害	円	職業関係	勤務先所在地	収入	退職理由
本籍						関係	勤務先・職種	所在地	退職理由
住居						非行・補導前歴	職歴	所在地	
非行場所						非行等名	非行年月日		
家族関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居	補導年月日	補導警察署		
学校関係	最終(在学)学校名					措置分	措置分		
関係	学年	成績				履歴	履歴		
取扱警察署	発生地	管轄警察署	検査警察署	身柄引渡警察署		処遇意見			
罪名						最終(在学)学校			
既遂・未遂別						卒業・中退別			
手口						共犯形態			
非行時の居住地						少年が犯した行 他(異なる罪種)	刑法犯		
性別							特別法犯		
非行時の年齢						非行府県数			
非行時の学職									
学職の特殊形態									





別記様式第 22 号 (犯罪捜査規範第214条) (平17公安規13・全改、平24公安規1・一部改正)

第十二編 警察 (犯罪捜査規範)

少年事件簡易送致書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 家庭裁判所 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">警察署 司法警察員 <span style="float: right;">㊟</span></div> 下記被疑事件を送致する。					
捜査報告書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 警察署長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">警察署 司法 <span style="float: right;">㊟</span></div> 下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。					
罪名 罰条		発覚 の 端緒			
被 疑 者	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 ( 日生 歳)	
	職 業 学校・学年	学校 学年在学			
	住 居	(電話 )			
	本 籍 (国 籍)				
保 護 者	氏 名 (名称又は代 商号及び代 表者の氏 名)	年 齢	歳		
	職 業	少年との 続 柄			
	住 居 (主たる事 務所又は本				

A [日法九九八・九] ㊟

二九七四

店の所在地	(電話 )
犯罪事実 (日時、場所、 方法、被害等)	
犯罪の動機	
事後の状況	
警察として 採った措置	
備考	
担当者氏名	(電話 )

(用紙 日本工業規格 A 4)